

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害・感染症リスク等

(洪水：ハザードマップ)

筑後市とみやま市の市境に矢部川が流れているほか、市北部に倉目川、市中央部に山ノ井川、市南部に花宗川が流れており、大雨による浸水被害のリスクがある。市では国、県作成の浸水想定区域を基準としたハザードマップを作成している。市ハザードマップによると、矢部川周辺の一部に3.0m以上5.0m未満の浸水想定区域が広がっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

筑後市は土砂災害警戒区域がなく、土砂災害ハザードマップは作成していない。

(地震：地震調査研究本部、J-SHIS)

福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書によると、水縄断層の想定では、今後30年の発生予測は0.0%であるが、発生した場合は最大震度6強が予測されている。その場合には、人的被害やライフライン施設等の被害も予測されている。

(その他)

近年では令和元年8月、令和5年7月に大雨によって床上浸水や床下浸水、道路の損傷等の被害が発生している。また、例年台風により家屋や農作物も被害が発生している。

平成28年に発生した熊本地震では、前震で震度4、本震で震度5弱を観測し、住家の一部損壊等が発生している。

(感染症等)

平成21年に新型インフルエンザ、令和2年に新型コロナウイルス感染症など、感染症による災害が発生している。新型インフルエンザ等の感染症は、10年から40年の周期で、世界的に大きな流行を繰り返す傾向にある。また、新型コロナウイルス感染症の拡大においては、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、本市においても市民の生命及び健康への影響のほか、事業活動の停止、風評被害など経済にも重大な影響を与えた。

(サイバーリスク)

企業活動の多くがIT/ICT環境に依存する中、ランサムウェアやフィッシング、不正アクセスなどのサイバー攻撃が全国的に増加している。本市域内の小規模事業者においても、専任の情報システム担当者を置きにくく、OS・ソフトウェアの更新遅れやバックアップ不足が原因で、攻撃を受けた際に長期間の業務停止や顧客情報漏えい、信用失墜、法的トラブルを招きやすい。平時からIPA(情報処理推進機構)「SECURITY ACTION(セキュリティ対策自己宣言)」等による脅威情報の定期確認、OS・ウイルス対策ソフトの最新化、重要データの外部バックアップやクラウド保存など、基本的なサイバーセキュリティ対策を講じることが不可欠である。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 2,143人 (独自データ ※令和6年12月現在)
- ・小規模事業者数 2,047人 (独自データ ※令和6年12月現在)

【内 訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
商工業者	卸小売業	568	544	市内に広く分散している
	建設業	454	446	市内に広く分散している
	製造業	251	233	市内に広く分散している
	宿泊・飲食業	202	194	矢部川沿い、主に中心地区に多い
	その他の業種	668	630	市内に広く分散している

(3) これまでの取組

1) 筑後市の取組

1. 筑後市地域防災計画 (令和6年8月改訂) を策定し、防災活動を総合的に推進する指針としている。また、地域の防災体制を支援するため、防災備品の購入補助や、防災訓練の支援を行っているほか、発災時に備え、食料等の防災備品の備蓄を進めている。
2. 新型インフルエンザ業務継続計画 (平成25年7月策定) や新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年4月策定) を策定し、感染症対策備品の常時備蓄を行っている。

2) 当所の取組

- ・事業所BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・包括連携協定を締結している損害保険会社 (東京海上日動火災保険㈱) と連携した事業者BCP策定の支援と災害等に対応する損害保険への加入促進
- ・筑後市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・筑後七国地域の当所を含む4商工会議所・5商工会と緊急時相互支援協定を締結

II 課題

1. 現状では、筑後市地域防災計画にもとづき緊急時の初動対応のほか、平常時及び復旧時の取り組みについて定めている。一方、筑後市と当所が連携して取り組む具体的な体制や計画等が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員や、保険・共済に対する助言を行える経営指導員が不足している。
2. BCPに関する情報提供・周知が不十分
当所では、巡回・窓口相談やホームページ・会報誌等を通じBCPを周知してきたが、事業者には災害リスクやBCPの本当の重要性が伝わっていないと思われる。そのため、BCPの策定支援までつなげられていない。
3. 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手指消毒の徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。
4. 地区内小規模事業者は専任の情報システム担当者を置きにくく、IT/ICTを活用する体制やセキュリティに関する意識・ノウハウが十分に整備されておらず、平時からの備えや有事の初動対応、専門的な支援連携が確立していないことが大きな課題となっている。

Ⅲ 目標

1. 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
2. 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
3. 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。（「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。）
4. 地区内小規模事業者に対しサイバーリスクへの認識を促し、専任担当者が置きにくい環境においても平時からの基本的セキュリティ対策と有事の対応体制を構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

筑後市防災計画や「新型インフルエンザ等対策行動計画」に加え、今般策定する事業継続力強化支援計画に基づき、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識して頂き、事業継続計画へ向けた取り組みを推進する為、専門家を招きセミナーの開催を行う。
- ・巡回経営指導時に、保険代理店と連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・新型インフルエンザ等の感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型インフルエンザ等の感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- ・新型インフルエンザ等の感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。当所が講じる事業継続力強化支援計画では、こうした感染症等が爆発的に流行するケースも想定したBCP対策が重要であると位置付け、以下の内容についても計画に盛り込むように指導する。
 - ① 客観的に正確な情報を収集し必要な対策を講じること
 - ② 交代勤務・在宅勤務・代替要員等の人的資源の確保
 - ③ 2か月程度を想定した運転資金の確保対策
 - ④ 職場における集団感染の予防策
 - ⑤ 仕入調達先の複数確保や、サプライチェーンにおける原材料や在庫の常時確保・保管の要請
- ・地区内事業者に対し、サイバー攻撃や情報漏洩等のリスクに関する注意喚起や啓発を実施する。
- ・会報やホームページ、研修等を通じて、情報セキュリティの基礎的な対策の重要性を周知する。
- ・独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する「SECURITY ACTION」など、自己診断ツールや支援制度の活用を促進する。
- ・関係機関と連携し、中小企業向けのサイバーセキュリティセミナーや相談支援を検討する。
- ・サイバー攻撃を受けた際の初動対応や復旧体制を意識した、平時からの備えの必要性を伝達する。
- ・セキュリティ対策製品やサイバー保険など、リスク軽減に資する外部サービスの情報提供を行う。

2) 当所自身の事業継続計画の作成

- ・令和8年3月までに作成。

3) 関係団体等との連携

- ・福岡県火災共済協同組合と、連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社とBCP関連のセミナーの開催、BCP策定支援、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進等について連携して実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・商工業者にBCPの重要性を継続的に訴求するため、当所・当市のホームページや市報・会報誌等を活用した啓蒙を行う。

4) フォローアップ

- ・巡回やアンケートによる小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・筑後市事業継続力強化支援協議会（構成員：当所、当市）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード7.5の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手指消毒・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、筑後市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・震度4以上の地震、台風960hp以上、短時間大雨50mm以上の場合など気象庁等公的機関が発令する警報や職員自身の目視で命の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、各種警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・本計画により、以下の間隔で被害状況を情報共有する。

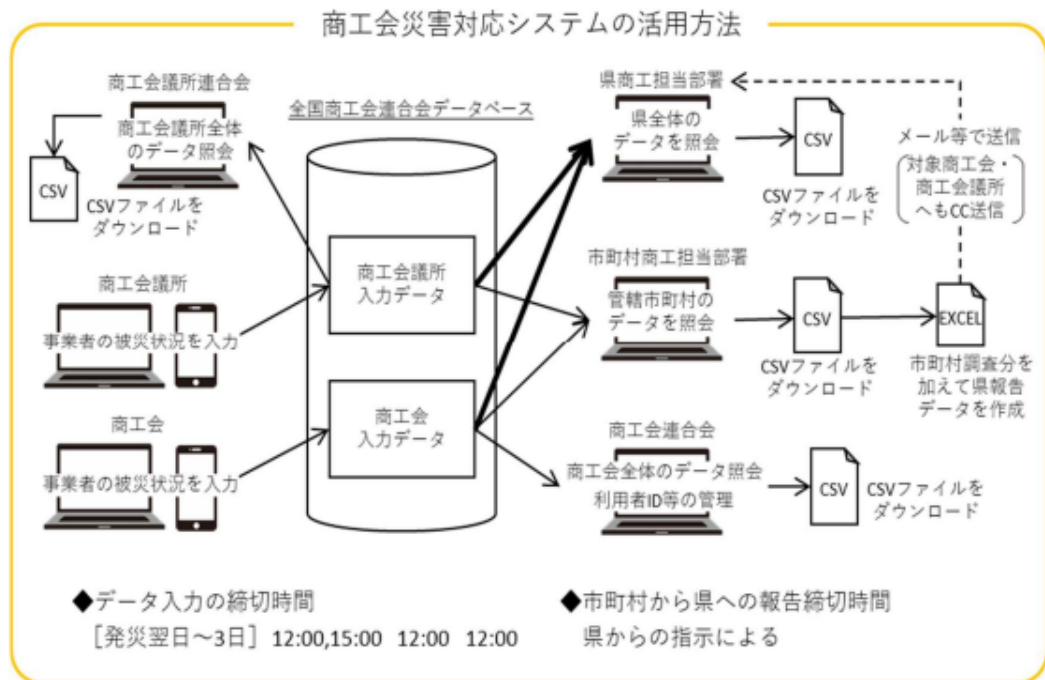
災害発生当日	～1日	1日に2回共有する
災害発生後	2～3日	1日に1回共有する
災害発生後	4日以降	災害状況に応じて随時情報共有

- ・当市で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜3. 発災時における連絡体制＞

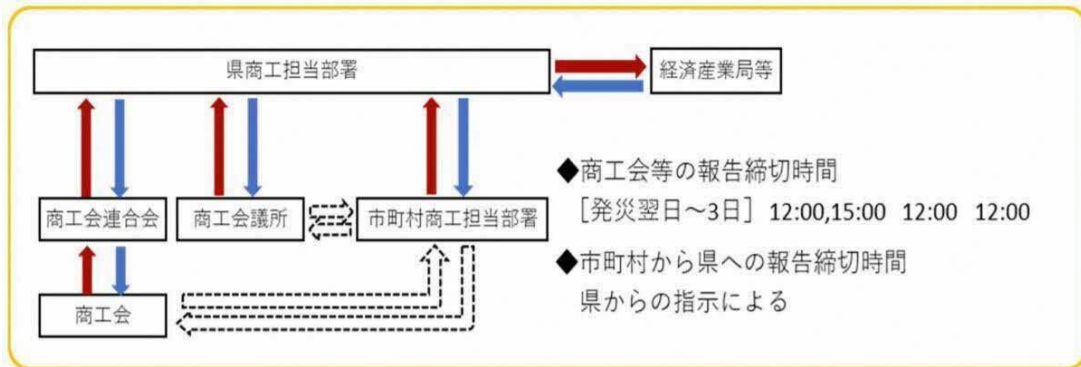
- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市は「商工会災害対応システム」に入力する内容を予め「調査シート」として紙ベースで作成し聴き取り内容の確認を行う。
- ・当所と当市が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当所又は当市より福岡県へ報告する。
- ・当所は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、筑後市の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、当所が調査シートを集約後、紙ベース等で筑後市商工観光課へ持参又は連絡のつく手段で報告し情報共有を行う。
- ・報告時間について、当所は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当市は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・以下の流れで情報共有または報告を行う。



- ・また、当所は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する

様式 I
 福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】
 令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日
 団体名：
 記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (新規の修正が修正済)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
○●街○町○丁目○	—	●○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規→前回の報告に載か った情報 修正→前回の報告内容に 修正を加える場合 変更→前回の報告内容から 変更が無い場合	
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。		
1							
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追加していただく。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。
 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、筑後市と相談する。（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所 において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合 には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

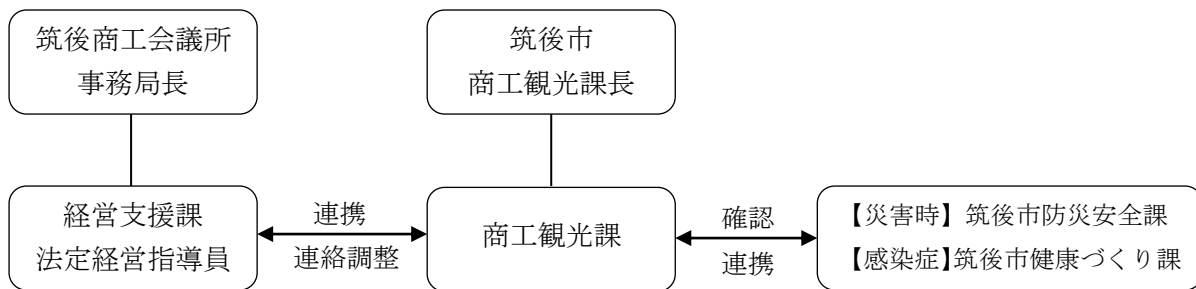
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年7月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 國武 進一郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

筑後商工会議所

〒833-0041 福岡県筑後市大字和泉118番地1

TEL: 0942-52-3121 FAX: 0942-53-6508

E-mail: info@chikugo.or.jp

②関係市町村

筑後市役所 商工観光課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井898番地

TEL: 0942-65-7073 FAX: 0942-53-4234

E-mail: kankou@city.chikugo.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	900	900	900	900	900
専門家派遣費	100	100	100	100	100
協議会運営費	100	100	100	100	100
セミナー開催費	200	200	200	200	200
広報物制作費	400	400	400	400	400
防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
福岡県補助金、会費収入、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

<p>連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p>
<p>■福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F TEL:092-622-8071</p> <p>■東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長 城田 宏明 東京都千代田区大手町二丁目6番4号 TEL:03-3212-6211</p>
<p>連携して実施する事業の内容</p>
<p>①専門家セミナーの開催 小規模事業者に対し、災害リスク及び事前対策の必要性を認識してもらい、事業継続計画へ向けた取り組みを推進するとともに、計画の策定支援を行う。</p> <p>②自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の周知 経営指導時に、連携して、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について周知する。</p>
<p>連携して事業を実施する者の役割</p>
<p>■福岡県火災共済協同組合 ・「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・リスク診断への協力 ・会議、セミナー、相談会での商品説明</p> <p>■東京海上日動火災保険株式会社 ・各種セミナーの開催（BCP作成方法、リスクファイナンスの考え方、災害保険説明等） ・BCP計画の雛形等の提供 以上により小規模事業者等が会議やセミナー・相談会において、専門家のアドバイスを受ける事によって事業継続力強化計画へのより深い認識と実効性を高めていく</p>
<p>連携体制図等</p>
<pre> graph TD MS[小規模事業者] <--> 相談対応 CC[筑後商工会議所] MS <--> 情報提供 CC CC <--> 協力連携 CS[筑後市] FM[福岡県火災共済協同組合] -- 協力 --> CC FM -- 連携 --> CC TH[東京海上日動火災保険株式会社] -- 協力 --> CC TH -- 連携 --> CC </pre>